

お知らせ

生ごみ処理機・コンポスト容器的購入補助のお知らせ

生ごみの減量化と再生利用を目的として、生ごみ処理機及びコンポスト容器を購入された方に購入費の一部を補助します。

○補助要件

町内在住者で、町内小売店から購入された人。
(過去に補助金を受けた人も対象になります。)

○補助金額

生ごみ処理機
購入費の2分の1以内で、上限額20,000円

コンポスト容器的

購入費の2分の1以内で、上限額2,000円

○申請方法

ごみ減量化機器等購入補助金交付申請書(申請

書は町民生活課若しくはホームページからダウンロードできます)に必要な事項を記載し、領収書を添付の上、町民生活課生活環境係に提出してください。

■お問い合わせ

町民生活課 生活環境係

☎ 4・2511

内線 112・118



お知らせ

犬の登録等の手続について

①新規登録

(犬の登録手数料…1頭3,000円)

犬を飼い始めた日もしくは生後90日を経過した日から30日以内に、登録申請書の届出が必要で

す。(登録は生涯に1回)
※飼い始めて登録されていない犬がいましたら手続きをお願いします。

②登録事項変更届

所有者・住所が変わった時

③死亡届

犬が亡くなられた時

④狂犬病予防注射接種

(狂犬病予防注射済票交付手数料…1頭550円)

動物病院で狂犬病予防注射を受けた人は、役場町民生活課に獣医師が交付する証明書(狂犬病予防注射済証)を提出していただき、狂犬病予防注射済票を交付いたします。

※接種日が令和7年4月1日～令和8年3月1日の期間は令和7年度の注射済票を交付、令和8年3月2日～31日の期間は翌年度の注射済票を交付します。

■お問い合わせ

町民生活課 生活環境係

☎ 4・2511

内線 112・118



お知らせ

野焼きは法律で禁止されています。

家庭ごみなどを野外焼却する行為、いわゆる「野焼き」は、風俗慣習などの一部の例外を除き法律で禁止されています。

野焼きは、煙や悪臭で付近の住民への迷惑となるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。

○野焼きには罰則があります

野焼きは、「廃棄物の

処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科されます。
例えば、事務所や家庭から出た弁当がらや紙くずなどを簡易焼却炉等で燃やしても、燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。

■お問い合わせ

町民生活課 生活環境係

☎ 4・2511

内線 112・118

